

東京都がん対策推進協議会設置要綱

平成 19 年 5 月 18 日 19 福保医政第 4 9 号
改正 平成 21 年 5 月 25 日 21 福保医政第 2 7 9 号

(設 置)

第 1 都におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都におけるがん対策の推進に関する計画（以下「東京都がん対策推進計画」という。）を策定するため、東京都がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東京都がん対策推進計画に関すること。
- (2) その他がん対策の推進に関し福祉保健局長（以下「局長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第 3 協議会は、次に掲げる委員 24 名以内をもって構成し、局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者、関係団体の代表、患者団体の代表及び関係行政機関の職員
- (2) 東京都職員

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は局長の指名により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部 会)

第 6 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者のうちから局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会にのみ属する委員の任期は、第 4（委員の任期）に準ずるものとする。

(部会長)

第 7 部会には、部会長を置く。

- 2 部会長は、座長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

第 8 協議会及び部会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外のものの出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(幹事会)

第9 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、協議会が検討する事項に関し、必要な事項の連絡調整を行う。

4 幹事会は、福祉保健局医療政策部長が招集し、主宰する。

5 福祉保健局医療政策部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職にある者以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第10 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11 協議会及び部会等の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

第12 第8による協議会及び部会への委員の出席及び座長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行し、平成21年5月18日から適用する。

別 表

福祉保健局	医療改革推進担当部長 医療政策担当部長 総務部企画計理課長 医療政策部医療政策課長 医療政策部医療改革推進担当課長 保健政策部保健政策課長 保健政策部健康推進課長
病院経営本部	経営企画部経営戦略担当課長